

大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年9月25日（木）
【総務部 総務課】

1 改正を必要とする条例

大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

2 改正の趣旨

地方自治法施行令の一部改正により、条ずれが生じたため、当該条文を引用する規定について必要な整備を行うもの

3 施行時期

公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

4 改正内容

条例（改正する条）	改正前	改正後
大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第2条）	第173条の4第1項第1号	第173条の5第1項第1号